2　通知の内容
文書番号　柏北部東発指定150使開―45
平成28年12月５日
仮換地
街区番号　110街区　画地番号　３画地
地積　202.55㎡
街区番号　111街区　画地番号　11画地
地積　118.03㎡
街区番号　111街区　画地番号　12画地
地積　38.19㎡
街区番号　112街区　画地番号　１画地
地積　1,125.20㎡
街区番号　112街区　画地番号　９画地
地積　762.29㎡
街区番号　112街区　画地番号　10画地
地積　261.36㎡
街区番号　112街区　画地番号　11画地
地積　732.47㎡
街区番号　112街区　画地番号　15画地
地積　46.57㎡
街区番号　112街区　画地番号　16画地
地積　341.07㎡
街区番号　112街区　画地番号　17画地
地積　169.27㎡
街区番号　112街区　画地番号　18画地
地積　59.26㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成29年１月16日

教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第14号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知については送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年１月16日
柏都市計画事業
柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　　紳

記

1　氏名及び住所
氏名　渡邊　節子　外１名
住所　柏市大室718番地
2　通知の内容
文書番号　柏北部東発指定150使開―46
平成28年12月５日
仮換地
街区番号　110街区　画地番号　３画地
地積　202.55㎡
街区番号　111街区　画地番号　11画地
地積　118.03㎡
街区番号　111街区　画地番号　12画地
地積　38.19㎡
街区番号　112街区　画地番号　１画地
地積　1,125.20㎡
街区番号　112街区　画地番号　９画地
地積　762.29㎡
街区番号　112街区　画地番号　10画地
地積　261.36㎡
街区番号　112街区　画地番号　11画地
地積　732.47㎡
街区番号　112街区　画地番号　15画地
地積　46.57㎡
街区番号　112街区　画地番号　16画地
地積　341.07㎡
街区番号　112街区　画地番号　17画地
地積　169.27㎡
街区番号　112街区　画地番号　18画地
地積　59.26㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成29年１月16日

教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第15号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知については送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年１月16日
柏都市計画事業
柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　　紳

記

1　氏名及び住所
氏名　渡邊　　忠　外１名
住所　柏市大室718番地
2　通知の内容
文書番号　柏北部東発指定150使開―47
平成28年12月５日
仮換地
街区番号　103街区　画地番号　４画地
地積　360.36㎡
街区番号　103街区　画地番号　５画地
地積　254.00㎡
街区番号　110街区　画地番号　１画地
地積　32.06㎡
街区番号　110街区　画地番号　２画地
地積　552.22㎡
街区番号　110街区　画地番号　14画地
地積　299.07㎡
街区番号　110街区　画地番号　15画地
地積　323.11㎡
街区番号　110街区　画地番号　16画地
地積　452.15㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成29年１月16日

教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上